

北広島町農業委員会第 34 回総会議事録

事務局 (第 34 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

町 長 (あいさつ)

会 長 (開会あいさつ)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

会 長 番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

8 番 18 日に推進委員現地に行って調査しました。内容の方は摘要欄のとおり。譲人と受人はご兄弟で。同じ名前になってますが。4 月 13 日、担当委員ともに現地調査いたしました。譲渡人なんですが、高齢のため 5 年前から譲受人に耕作を依頼しておる状況で、譲受人なんですが地図を見ていただければわかる通り、〇〇番地が下の土地になる。その上の農地で耕作していますので、自分からさせてほしいということで。本人も農業経営を始めて 3 年ぐらい経ちますので、このたび、そういう研究をしたいということです。物理的にも他の農地への問題もありませんので、農地法第 3 条第 2 項に該当しないため、許可相当と思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 1 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

13 番 4 月 10 日に担当委員さんと現地を確認し、また関係者の面談をいたしました。申請人につきましては摘要欄にある通りでございますが、現在もう 17、8 年ぐらい前から譲受人がこの農地を管理してずっと水稻を作って現在までに至っております。譲渡人はですね、地図の方で 4 ページを見ていただきますと、県道筋のそばにある 2 枚の田でございます。

この譲渡人の自宅は、川を町道を挟んで〇〇番地という宅地がありますね。ここはもうここが一番山間部の自宅でしたが現在はもう〇〇さんという方が住居を構えておられます。それで以前からもう全部草刈りから田んぼまで全部譲受人が作っておられます。機械も全て持っておられまして乾燥調整また、春の育苗環境も全部持って自分でやっておられます。以上のことからですね、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思います。ご審議をよろしく願いをいたします。以上です。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

職務代理者 譲渡人ですけれども、その下に書いてあるように、自作と貸付とそれから今まで田んぼをアパートに変えられる方で2件か3件のアパートを持ってらっしゃいます。6ページを、地図を見ていただきたいと思うんですけども〇〇290㎡の土地があるんですけど、その前に譲受人という宅地があるんですが、譲受人が目の中の畑を購入したいということでございます。譲受人は、〇〇の出身で移住を考えていらっしまして、こちらの方に結婚されて、こちらの方に新築されて、畑をたまにとか作りたいというふうに要望がありまして、今回購入したいというございます。〇〇は実家の方にだと思っておりますけど機械を購入していらっしまして実家の方でも野菜を作ってらっしゃる。ということで技術的にも問題ないと思います。ちょうどこれ左っかわが〇〇下の辺りに関係するものでございまして、周辺の農地に関する影響をないと思います。周辺の畑とか、その下にありますがけれどもそれで草が生えて耕作はされてない。草刈りはしてあるんだろうなというような場所の所でございます。以上から農地法第3条第2項には該当しない。許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の方よろしく願いいたします。

会 長 この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 この度、農業経営の規模拡大という事で3条をだされていますが、規模拡大が理由でありますか。

職務代理者 実家の方の関係もあり、プラスという事です。

会 長 他にありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良い

と思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より説明をお願いします。

14番 去る11日に担当委員と現地に赴きまして、譲渡人はおられなかったんですが、譲受人のお父さんと現地で立会いまして、規模拡大ということで、以前はその土地は〇〇さんが耕作しておられたんですが、2月に解約されております。譲受人さんにも経営規模が14,000㎡ということで、機械動力も十分にあり、以上のことから農地法第3条2項各号には特定しないため、許可要件の全てを目指していると考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番及び6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より説明をお願いします。

14番 去る4月9日現地で担当委員さん、また譲渡人さん譲受人さんの立会いのもと現地で確認をいたしました。それで譲受人さんは、地元法人の構成員ではないんですか。大型特殊免許を取得されたり、リフトの免許を取られたり、ドローンの免許を取られたということで、農業に対しての意欲は十分に持ち合わせておられます。ということで取得をして、本人も地元の法人の構成員になりたいということで、この申請に及ばれたということでもあります。それと、6号議案ですが、5号議案と地図を見てもらったらわかるんですが、11ページです。譲受人〇〇番地と〇〇番地全部であります。そのため、〇〇番地の〇〇さんの方へお願いをして、取得をされたということでございます。譲受人も先ほど言いましたように、法人に出て、農作業を積極的に努めてもらっております。ということで、農地法第3条第2項各号には該当しない。許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番及び6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

17番 摘要欄にある通りに譲渡人の方が高齢になられ農業後継者もないことから、譲り渡す決意をされたんですが、水稲の方はまだ作っておられます。今回の2筆の田んぼですがここは、水の便利が悪く、数年前からもう草刈りだけの管理をされておりその草刈り等がだんだんしんどくなってきたということで、その近所における譲受人がちょうど農業家庭菜園のようなことをしてみたいということで、本人同士で使ってみてくれみたいなことから話が始まったようです。譲受人の方は、簡単な機械はございますが大型の機械がないのでトラクターを今購入しようと思っ探しているそうです。それまでは近所の方から借りてやるそうです。農業のをするの奥さんの方もやられますんで問題ないと思われますし、近所の農家に対しても別に支障はないと思われます。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

17番 先ほどの7番の時、忘れましたが4月13日に担当委員と現地の方に7番案件の後8番案件の方に行きました。関係者の方には後日電話でお話を伺いました。譲渡人は、相続で土地自宅と畑と相続されたんですが、書いてあります通りに段々管理が困難だったとい

うことで、宅地と一緒に売りたいということで、譲受人さんが家の方を購入にしたいということで農地があったので、これも農業を家庭菜園から始めてみたいということです。今のところ草刈り機等はございますが、耕うん機を購入予定ということで話されておりました。規模的に家庭菜園ぐらいのことなので、労働力等も問題ないと思われまし、近隣への迷惑ないと思われましので、農地法第3条第2項の方には該当しないため許可要件全てを満たしていると考えておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号9番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

3 番 4月12日担当委員3名で現地調査を行いました。右側は田んぼですけれども2m60cmの高さがありましてブロック塀になっています。いわゆる墓を建てられる奥側は山林というふうになっておりまして別の所有者みたいですが、依頼をされて伐採をされている状況であります。また今後、周囲、進入路については、簡易舗装を施行するというふうになっていまして、四方の方から見ても、いわゆる周辺の農地等に係る営農条件への支障はないという。第3種農地ということですので原則許可ことになっておりますので、許可要件を満たしていると思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番及び

11番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より説明をお願いします。

6番 4月10日に担当委員と現地を確認しております。10番案件の〇〇さんと11番の〇〇さんは兄弟です。(図面23ページにて説明)3ページあるんですけども、一番上の341㎡それと、建設の間にですね、細長くあるのが、11番案件でございます。ここは今年の2月に〇〇番地ここで農業申請が出された農地でございます。5回目です。当初は、顧客の車両の廃車置き場ということで申請していましたが社会情勢の中、そういうことでオリーブ農家という事で申請を出しておられます。でも、オリーブの苗木もですね、500もう購入されてもう配布している状況でございます。追認やむなしということです。よろしく願いいたします。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番及び11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 非農地証明申請について

会長 続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より説明をお願いします。

6番 担当委員さんと現地を確認しました。この農地は、山林山際にありまして、昨年のパトロールでもB分類として挙げさせていただいたところでございます。現地を確認するともうかなり大きい木が何本もある。農機具がもう入っていくような価値がないと考えております。よろしく願いいたします。

会長 それでは番号12番についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩